**新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料（税）および国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金の取り扱いに関する自治体アンケート回答用紙**

1. 今般、国の要請によって実施された臨時休校や、大規模イベントの自粛要請等により、収入が著しく減少した被保険者について新型コロナウイルス感染症を国民健康保険法第77条及び高齢者の医療の確保に関する法律第111条並びに介護保険法第142条に定める「特別な理由のある者」とみなし、保険料の徴収猶予を行うことを可能とするとされています。

**➀　厚労省事務連絡で示された「保険料猶予」について対応準備はできていますでしょうか？**

**できている　　　　できていない**

**➁　住民への周知はどのように行われますでしょうか？**

**HP　　広報誌　　郵送　　ほか（　　　　　　　　　　　）**

**③　実際に猶予された件数は3月中にございますでしょうか？**

**（　　　　　　　）件**

**④　減免拡大は検討されていますでしょうか？**

**拡大している　　　検討中　　　　　拡大しない**

1. 傷病手当の支給を自営業者等も含めた国民健康保険及び、後期高齢者医療保険の全ての被保険者に対象を拡大できるという国からの通達が出されています。

**➀　国保傷病手当の条例改定の手順はどのようにされますか？**

**3月議会　　6月議会　　未定**

**➁　6月議会になると対応が遅れますが、専決処分は検討されていますか？**

**すでに確定済　　　専決処分を実施　　専決処分を検討　　　　検討していない**

**③　被用者以外の被保険者全体に対象拡大するように準備されていますでしょうか？**

**被保険者全体に拡大する　　　被用者のみ　　　その他**

**④　自宅療養も対象となる旨の通知も徹底されますでしょうか？**

**通知する　　　通知しない**

**以上につきまして、加盟団体構成員（約10万名）にも伝えたいと思いますので、4月7日までにご回答協力お願いします。**

**以上**